

新 旧 対 照 表

(新)

平成 31 年度高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金  
交付要綱 (抜粋)

第 1 条 略

(補助目的及び補助対象事業)

第 2 条 県は、中山間地域 (過疎地域自立促進特別措置法 (平成 12 年法律第 15 号) に規定する過疎地域、山村振興法 (昭和 40 年法律第 64 号) に規定する振興山村地域、離島振興法 (昭和 28 年法律第 72 号) に規定する離島地域、半島振興法 (昭和 60 年法律第 63 号) に規定する半島地域及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (平成 5 年法律第 72 号) に定める特定農山村地域をいう。以下同じ。) への訪問看護サービスを充実するために、一般社団法人高知県訪問看護連絡協議会 (以下「補助事業者」という。) が行う次に掲げる事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 訪問看護師の派遣調整を行う体制整備に必要な経費

ア 削除 事務局経費

イ 訪問看護に関する相談対応経費

ウ 事業の広報及び訪問看護の普及啓発経費

エ 事業の実施に係る訪問看護ステーションへの教育経費

オ あったかふれあいセンター等での訪問看護普及啓発活動及び健康相談経費

カ その他訪問看護師の派遣調整体制整備に関する経費で知事が特に必要があると認める経費

(2) ア 略

イ 中山間地域に所在する保険医療機関が訪問看護を実施した場合の経費で不採算分の経費 (医療保険適用の場合に限る。)

2 略

第 3 条 ~ 第 8 条 略

(旧)

平成 30 年度高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金  
交付要綱 (抜粋)

第 1 条 略

(補助目的及び補助対象事業)

第 2 条 県は、中山間地域 (過疎地域自立促進特別措置法 (平成 12 年法律第 15 号) に規定する過疎地域、山村振興法 (昭和 40 年法律第 64 号) に規定する振興山村地域、離島振興法 (昭和 28 年法律第 72 号) に規定する離島地域、半島振興法 (昭和 60 年法律第 63 号) に規定する半島地域及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (平成 5 年法律第 72 号) に定める特定農山村地域をいう。以下同じ。) への訪問看護サービスを充実するために、高知県訪問看護ステーション連絡協議会 (以下「補助事業者」という。) が行う次に掲げる事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 訪問看護師の派遣調整を行う体制整備に必要な経費

ア 訪問看護ステーション連絡協議会事務局経費

イ 訪問看護に関する相談対応経費

ウ 事業の広報及び訪問看護の普及啓発経費

エ 事業の実施に係る訪問看護ステーションへの教育経費

オ あったかふれあいセンター等での訪問看護普及啓発活動及び健康相談経費

カ その他訪問看護師の派遣調整体制整備に関する経費で知事が特に必要があると認める経費

(2) ア 略

イ 中山間地域に所在する保険医療機関が訪問看護を実施した場合の経費で不採算部分の経費 (医療保険適用の場合に限る。)

2 略

第 3 条 ~ 第 8 条 略

(実績報告等)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、(削除)知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、補助事業の完了の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

第10条 ~ 第11条 略

附 則

- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月20日から施行する。
- この要綱は、平成32年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第11号まで、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 略

別表第1

1 訪問看護師の派遣調整を行う体制整備 略

1 区分	2 対象経費	3 補助率
2 遠隔地域への訪問看護師派遣に係る不採算分の補助	<p>該当する訪問看護については、下記1～3のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>中山間地域に所在する訪問看護ステーションから中山間地域又は知事が指定する地域に所在する利用者の家庭までの移動に要する時間が片道30分以上1時間未満</li> <li>中山間地域外に所在する訪問看護ステーションから中山間地域又は知事が指定する地域に所在する利用者の家庭までの移動に要する時間が片道30分以上1時間未満</li> <li>中山間地域又は知事が指定する地域に所在する医療機関から中山間地域又は知事が指定する地域に所在する利</li> </ol>	定額

(実績報告等)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、正副2通を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、補助事業の完了の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

第10条 ~ 第11条 略

附 則

- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月22日から施行する。
- この要綱は、平成31年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第11号まで、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 略

別表第1

1 訪問看護師の派遣調整を行う体制整備 略

1 区分	2 対象経費	3 補助率
2 遠隔地域への訪問看護師派遣に係る不採算分の補助	<p>該当する訪問看護については、下記1～3のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>中山間地域に所在する訪問看護ステーションから中山間地域又は知事が指定する地域に所在する利用者の家庭までの移動に要する時間が片道30分以上1時間未満</li> <li>中山間地域外に所在する訪問看護ステーションから中山間地域又は知事が指定する地域に所在する利用者の家庭までの移動に要する時間が片道30分以上1時間未満</li> <li>中山間地域又は知事が指定する地域に所在する医療機関から中山間地域又は知事が指定する地域に所在する利</li> </ol>	定額

	<p>用者の家庭までの移動に要する時間が片道 30 分以上 1 時間未満</p> <p>当該訪問看護に対応する訪問看護基本療養費(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士に限る。)、精神科訪問看護基本療養費(保健師、看護師、准看護師、作業療法士及び精神保健福祉士に限る。)、在宅患者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料、在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料又は退院調整指導費に対する特別地域訪問看護加算に相当する額に当該サービス提供回数を乗じて得た額を <u>高知県訪問看護連絡協議会</u> が補助した額</p> <p><u>ただし、特別養護老人ホームやグループホーム等の施設・事業所入居者へ同時に訪問する場合は、訪問先住所 1 箇所に対して 1 件として計上する。</u></p>
--	---

別表第 2 略

別記個人情報取扱事項 略

別記 第1号様式(第4条関係) ～ 第6号様式(第9条関係) 略

	<p>用者の家庭までの移動に要する時間が片道 30 分以上 1 時間未満</p> <p>当該訪問看護に対応する訪問看護基本療養費(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士に限る。)、精神科訪問看護基本療養費(保健師、看護師、准看護師、作業療法士及び精神保健福祉士に限る。)、在宅患者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料、在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料又は退院調整指導費に対する特別地域訪問看護加算に相当する額に当該サービス提供回数を乗じて得た額を <u>高知県訪問看護ステーション連絡協議会</u> が補助した額</p>
--	--

別表第 2 略

別記個人情報取扱事項 略

別記 第1号様式(第4条関係) ～ 第6号様式(第9条関係) 略